

愛媛県警察関係事務手数料条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年3月24日条例第35号）の一部改正 第1条に係る部分

新			旧																		
<p>（手数料の減免）</p> <p>第4条 知事は、特別の事情により必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。</p> <p>第5条・第6条 省略</p> <p>（指定講習機関への納入）</p> <p>第7条 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）が行う別表40の項の・に掲げる講習を受けようとする者は、当該講習の手数料を当該指定講習機関に納入しなければならない。この場合において、第3条から前条までの規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定講習機関の定めるところによる。</p> <p>2 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）</p>			<p>第4条・第5条 省略</p> <p>（指定講習機関への納入）</p> <p>第6条 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）が行う別表40の項の・に掲げる講習を受けようとする者は、当該講習の手数料を当該指定講習機関に納入しなければならない。この場合において、前3条の規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定講習機関の定めるところによる。</p> <p>2 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>別表（第2条、第3条、第5条、第6条関係）</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>名 称</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3の2 古物営業法第21条の5第1項又は第21条の6第1項の規定に基づく古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定の申請に対する審査</td> <td>古物競りあっせん業業務実施方法認定手数料</td> <td>17,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～3 省略			3の2 古物営業法第21条の5第1項又は第21条の6第1項の規定に基づく古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定の申請に対する審査	古物競りあっせん業業務実施方法認定手数料	17,000円			<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>名 称</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～3 省略					
事 務	名 称	金 額																			
1～3 省略																					
3の2 古物営業法第21条の5第1項又は第21条の6第1項の規定に基づく古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定の申請に対する審査	古物競りあっせん業業務実施方法認定手数料	17,000円																			
事 務	名 称	金 額																			
1～3 省略																					

新			旧		
4 ~ 61 省略			4 ~ 61 省略		

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 59 年 12 月 25 日条例第 35 号）の一部改正 第 2 条に係る部分

新	旧
<p>(手数料)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 知事は、特別の事情により必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>4 法第20条第5項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）が行う別表第7の11の項又は12の項に掲げる試験を受けようとする者は、当該各号に掲げる手数料を当該指定試験機関に納めなければならない。この場合において、第1項（手数料の納付時期に関する部分に限る。）及び前2項の規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定試験機関の定めるところによる。</p> <p>5 省略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 法第20条第5項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）が行う別表第7の11の項又は12の項に掲げる試験を受けようとする者は、当該各号に掲げる手数料を当該指定試験機関に納めなければならない。この場合において、第1項（手数料の納付時期に関する部分に限る。）及び前項の規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定試験機関の定めるところによる。</p> <p>4 省略</p>